| | |
|---|---|
| 事例No. | 3133 |
| 公表年度 | R6 |
| 団体の属性 | 中核市 |
| 団体名 | 島根県松江市 |

| | |
|---|---|
| 事例区分 | 行政改革 |

| | |
|---|---|
| タグ | ・人材確保・育成 |

| | |
|---|---|
| 事例種類 | 人材確保・育成 |

事例内容・タイトル

松江市における給与上の課題や取組について

出典

社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会　給与分科会（第6回）①

資料２

# 松江市における給与上の課題や取組について

令和6年6月24日
松江市総務部人事課

# 松江市の概況

## ◆松江市の位置




○面　積：572.99㎢
○人　口：195,157人
○世帯数：91,910世帯
(2024年(令和6年)4月末現在)
○R6一般会計予算額
：約1,064億円
うち人件費
：約180億円(比率16.9%)

## ◆松江市のあらまし

○2005年(平成17年)3月31日 - 八束郡の6町1村と新設合併
○2011年(平成23年)8月1日 - 八束郡東出雲町を編入合併
○2012年(平成24年)4月1日 - 特例市に移行
○2018年(平成30年)4月1日 - 中核市に移行



松江城(平成27年国宝化)

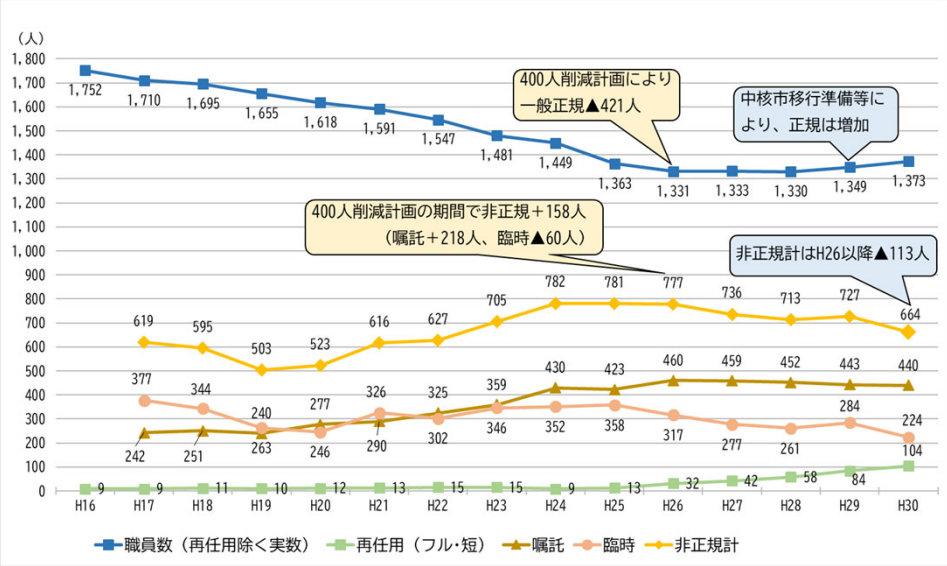
## ◆松江市の給与制度

基本的な部分は、国の給与制度に準拠している。
行政職給料表は、行政職俸給表(一)の８級までを使用し、一般事務員の初任給基準は、国家公務員の一般職と同水準としている（大卒：1級25号給、高卒：1級5号給）。
地域手当は、国の基準では非支給地となっているため支給していない。
また、人事委員会を設置していないため、給与の改定は国の人事院勧告に準じて行っている。

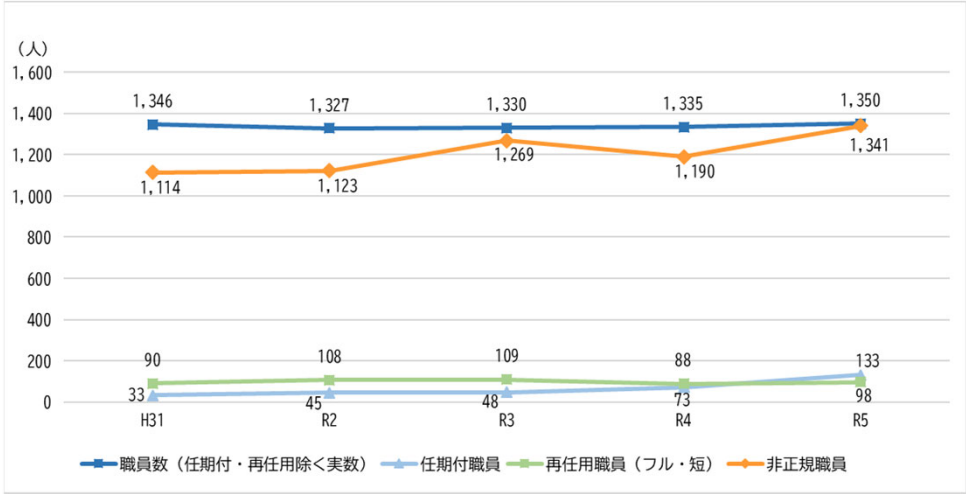
※島根県・鳥取県の全域は、地域手当非支給地

# 松江市の概況

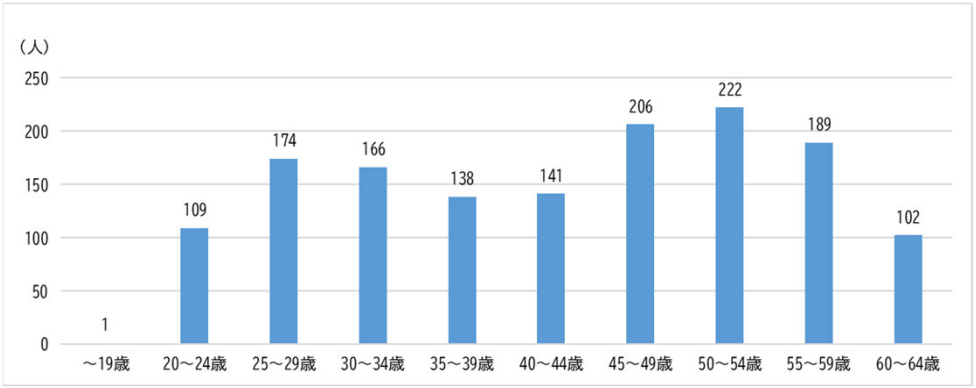
## ◆職員数の推移(H16－H30 消防・企業局を除く)



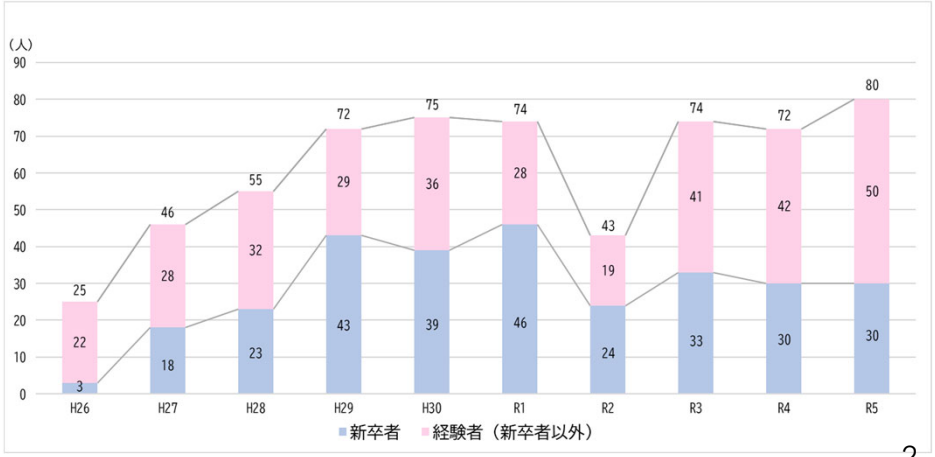

## ◆職員数の推移(H31－R5 消防・企業局を除く)




## ◆年齢区分別職員数(令和5年4月1日現在)

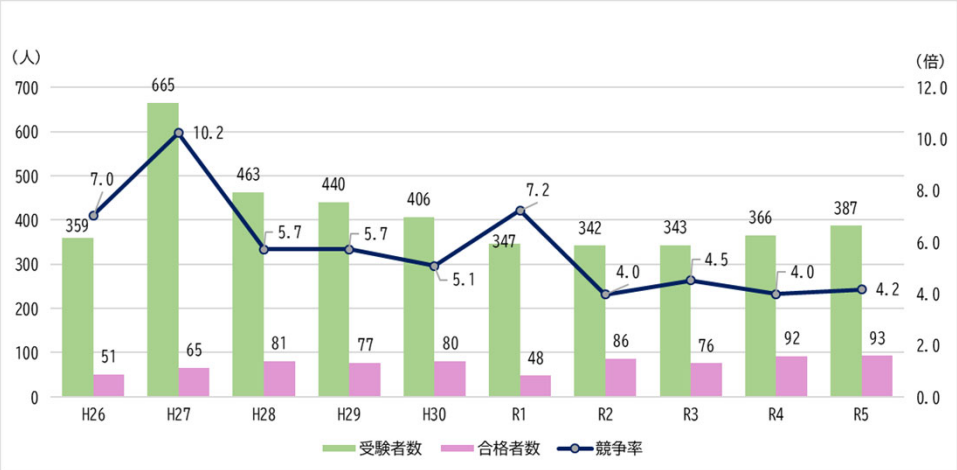



## ◆採用者数の推移(一般事務員＋資格職・専門職)

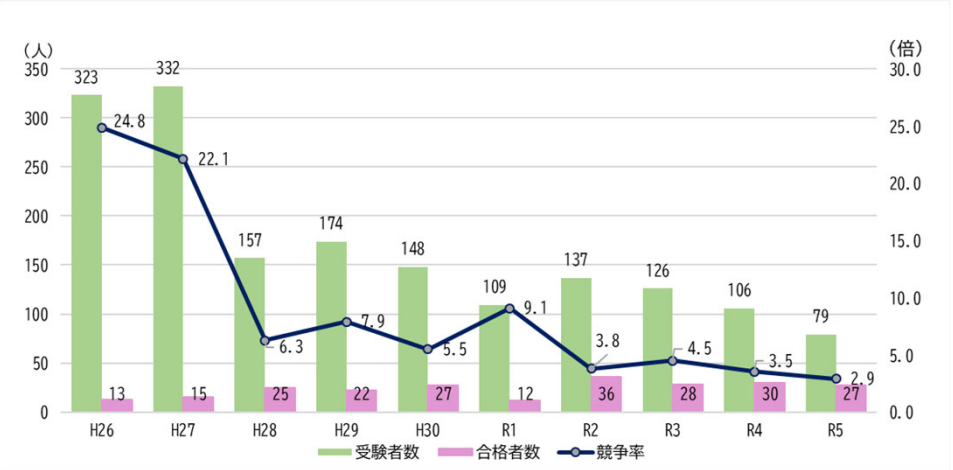


# 松江市の概況

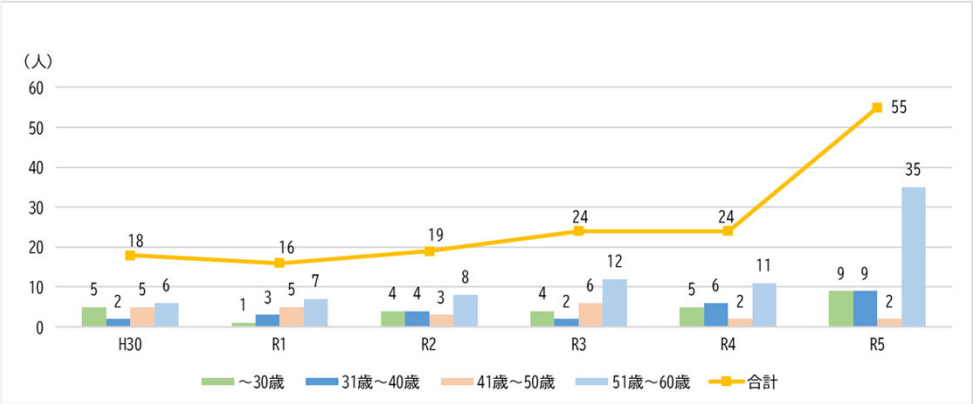
## ◆採用試験実施状況(一般事務員＋資格職・専門職)



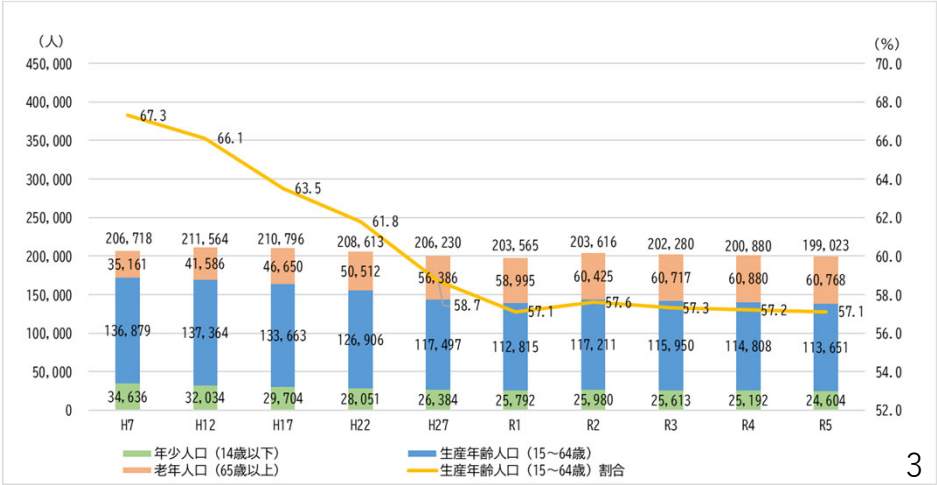

## ◆採用試験実施状況(一般事務員：大学卒業程度)




## ◆早期退職者数の推移(年代別)




## ◆松江市の年齢3区分別人口の推移



# 処遇確保・能力実績推進のための給与上の取組

## ①獣医師への初任給調整手当の新設

平成３０年４月１日に中核市に移行したことにより、松江保健所を島根県と松江市が共同で設置、運営することになった。松江市としても獣医師を募集・採用することに伴い、医療職給料表（二）を導入するとともに、獣医師への初任給調整手当を新設した。

- 対象職員　　獣医師の職に採用された者
- 支給限度額　月額60,000円
  （島根県と同水準）
- 支給期間　　採用の日から15年

**【支給月額一覧】**

| 支給期間 | 支給月額 | 支給期間 | 支給月額 |
|---|---|---|---|
| 3年未満 | 60,000円 | 9年以上10年未満 | 28,000円 |
| 3年以上4年未満 | 56,000円 | 10年以上11年未満 | 23,000円 |
| 4年以上5年未満 | 52,000円 | 11年以上12年未満 | 18,000円 |
| 5年以上6年未満 | 48,000円 | 12年以上13年未満 | 13,000円 |
| 6年以上7年未満 | 43,000円 | 13年以上14年未満 | 8,000円 |
| 7年以上8年未満 | 38,000円 | 14年以上15年未満 | 3,000円 |
| 8年以上9年未満 | 33,000円 | 15年以上 | 0円 |

## ②獣医師・薬剤師の初任給基準の引上げ

採用試験応募者数の確保など、人財確保を有利に進めるため、令和５年４月１日から獣医師、薬剤師の初任給基準を４号給引き上げた。

**【獣医師・薬剤師の初任給基準の改正内容】**

| 給料表 | 学歴免許 | 改正前 | 改正後 |
|---|---|---|---|
| 医療職給料表(二) | 大学6卒 | 2級15号給 222,700円 | 2級19号給 228,200円 |
| | 大学4卒 | 2級1号給 202,800円 | 2級5号給 208,800円 |

**【獣医師・薬剤師の職員採用試験の状況(R3～R5)】**

| 採用区分 | 年度 | 募集人数 | 応募者数 | 受験者数 | 合格者数 | 採用者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 獣医師 | R3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | R4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | R5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 薬剤師 | R3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | R4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | R5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

# 処遇確保・能力実績推進のための給与上の取組

## ③土木技術員・建築技術員への初任給調整手当の新設

近年、土木技術員・建築技術員の早期退職が増加している。
また、松江市内の建設会社の新卒者の初任給基準が本市の初任給基準よりも高く、採用試験を実施しても土木技術員・建築技術員の応募者が集まらない状況。
土木技術員・建築技術員を確保するため、月額３万円を上限に初任給調整手当を支給するための改正条例案を令和６年６月議会に提案し、現在、審議中。

- 対象職員　　土木技術員・建築技術員として採用された者
- 支給限度額　月額30,000円
- 支給期間　　採用の日から６年

**【支給月額一覧】**

| 支給期間 | 支給月額 |
|---|---|
| 1年未満 | 30,000円 |
| 1年以上2年未満 | 25,000円 |
| 2年以上3年未満 | 20,000円 |
| 3年以上4年未満 | 15,000円 |
| 4年以上5年未満 | 10,000円 |
| 5年以上6年未満 | 5,000円 |

**【令和5年度の土木技術員・建築技術員の職員採用試験の状況】**

単位：人

| 採用区分 | 試験区分 | 募集人数 | 応募者数 | 受験者数 | 合格者数 | 採用者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 土木技術員 | 前期 | 2 | 6 | 4 | 2 | 2 |
| | 後期 | － | － | － | － | － |
| | 社会人 | 2 | 7 | 7 | 3 | 3 |
| 建築技術員 | 前期 | 3 | 8 | 7 | 1 | 1 |
| | 後期 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 社会人 | 5 | 7 | 7 | 2 | 2 |

# 処遇確保・能力実績推進のための給与上の取組

## ④社会人経験者枠採用者の経験年数の換算率の見直し

社会人経験者枠採用者は、民間企業等における社会人としての経験を生かし、即戦力として勤務してもらうことを前提に採用していることから、給料についても一定の配慮を行うこととし、令和３年度の社会人経験者枠採用者から、民間企業等における正規職員としての期間を「公務に直接関係があると認められるもの」として取扱うこととし、経験年数の換算率を９割から１０割に見直した（令和２年度以前の採用者について経験年数の再計算を実施）。

ただし、経験年数が５年を超える期間は、従来どおり１２／１５（８割）で調整している。

**【松江市の経験年数換算表】**

| 経歴の種類 | 職員の職務との関係 | 経験年数の換算率 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 国家公務員・地方公務員としての在職期間 | 職務の種類が類似しているもの | 10割 | |
| | その他のもの | 9割 | 均衡を著しく失する場合は10割 |
| 民間企業等の職員としての在職期間 | **公務に直接関係があると認められるもの** | **10割** | 在職を証明する書類がない場合は、その他の期間として7割 |
| | その他のもの | 9割 | |
| 学校等における在学期間 | － | 10割以下 | 正規の修学年数の範囲内は10割、正規の修学年数を超える期間は9割 |
| その他の期間 | 在家庭（無職）などの期間 | 7割 | |

※従前は、保健師や保育士など免許を必要とする職種で採用される職員の、民間の医療機関や保育施設における在職期間のみを「公務に直接関係があると認められるもの」として取り扱っていた。

# 処遇確保・能力実績推進のための給与上の取組

## ⑤査定昇給における昇給区分別の昇給号給数の見直し

松江市の査定昇給は、前年度の下半期と当年度の上半期の人事評価結果を総合して５段階の最終評価を行い、最終評価結果を基に、A(極めて良好)からE(極めて不良)の５つの昇給区分のいずれかに決定している。

職員のモチベーションと組織力の向上を図るため、令和６年度の定期昇給から、最上位のSS評価を受け、昇給区分Aが適用される職員の昇給号給数を８号から１０号に見直すこととしている。

**【査定昇給における昇給区分別の昇給号給数】**

| 最終評価の評定点 | 昇給区分 | 昇給号給数(従前) | | 昇給号給数(改定後) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 55歳以下 | 55歳超 | 55歳以下 | 55歳超 |
| SS:特に優秀 | A:極めて良好 | **8号給** | 2号給 | **10号給** | 2号給 |
| S:優秀 | B:特に良好 | **6号給** | 1号給 | **5号給** | 1号給 |
| A:標準 | C:標準 | 4号給 | 0号給 | 4号給 | 0号給 |
| B:要努力 | D:やや不良 | 2号給 | 0号給 | 2号給 | 0号給 |
| C:要改善 | E:極めて不良 | 0号給 | 0号給 | 0号給 | 0号給 |

**【令和5年度の査定昇給における最終評価結果別の割合(人事評価対象者：1,878人)】**

| 最終評価 | SS | S | A | B | C | 評価なし |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 割合 | 0.3% | 23.4% | 70.5% | 0.6% | 0.2% | 5.0% |

※「評価なし」は、育児休業や病気休職等により人事評価を実施しなかった職員

# 給与面での課題

## ①人財の確保

生産年齢人口が減少する中において優秀な人財を確保するためには、給与処遇の面においても魅力を高め、松江市が就職先として選ばれる必要がある。

松江市を含め、山陰両県の全市町村が地域手当の非支給地となっており、地域手当の支給割合が高い大都市圏の自治体と比較して給与水準が低い中にあって、給与面においてどのような処遇改善策を講じ、人財を確保していくかが課題となっている。

また、医療専門職をはじめ、資格職・専門職の人財確保が喫緊の課題であり、限りある予算の中で更なる給与処遇の見直しを検討する必要がある。

## ②新卒採用者と同年齢の中途採用者との給与格差の解消

複雑化・高度化する行政課題に対応するためには、中途採用により民間企業等での豊富な知識と経験を有し、広い視野で政策の企画立案を行うことのできる有能な人財を確保することが重要となっている。

社会人経験者枠の採用者は、民間企業等における正規職員としての経験年数の換算率を１０割に見直しているが、５年を超える期間の経験年数は、従来どおり８割に調整するため、同年齢の新卒採用職員と比較すると、給与水準は依然低い状態となっている。

また、近年、新規採用者に占める中途採用者の割合が増加する中で、社会人経験者枠以外の採用試験区分で採用される職員についても、民間企業等における正規職員としての経験年数をどのように取り扱うかが課題となっている。

# 給与面での課題

## ③定年前再任用短時間勤務職員の処遇改善

定年の引上げにより、６１歳となる年度以降もフルタイムで勤務する職員の給与水準が６０歳以前の７割であるのに対し、松江市の場合、定年前再任用短時間勤務職員の給与水準は、６０歳以前の４割程度まで低下する。また、会計年度任用職員の処遇改善により、定年前再任用短時間勤務職員の年収と会計年度任用職員の年収は、同水準となっている。

これまでの行政経験を生かして職務に従事する定年前再任用短時間勤務職員のモチベーションの維持と適正な給与処遇の確保の観点から、処遇改善について検討する必要がある。

**【期末手当・勤勉手当の支給月数(R6.4現在)】**

| | 定年前職員 | 定年前再任用短時間勤務職員 | 会計年度任用職員 |
|---|---|---|---|
| 期末手当 | 2.45月 | 1.375月 | 2.45月 |
| 勤勉手当 | 2.05月 | 0.975月 | 0.975月 |
| **合計** | **4.50月** | **2.35月** | **3.425月** |

※定年前再任用短時間勤務職員と会計年度任用職員の年収の逆転を防ぐため、会計年度任用職員の勤勉手当の支給月数は、定年前再任用短時間勤務職員と同水準としている

**【60歳以後の働き方による処遇の違い】**

| 60歳到達時の職位 | フルタイム勤務 | 定年前再任用短時間勤務 |
|---|---|---|
| 部長級(8級) | 5級 | 4級 |
| 次長級(7級) | 5級 | 3級 |
| 課長級(6級) | 5級 | 3級 |
| 課長補佐・主幹級(5級) | 5級 | 2級 |
| 主任級(4級) | 4級 | 2級 |

※課長級以上が役職定年の対象
暫定再任用職員の処遇も同じ

**【定年前再任用短時間勤務職員と会計年度任用職員の年収比較】**

| | 給料(報酬)月額 | 期末・勤勉手当支給月数 | 年収 |
|---|---|---|---|
| 定年前再任用短時間勤務職員(2級) | 172,960円 | 2.35月 | 2,481,976円 |
| 一般事務会計年度任用職員(1級25号給) | 156,960円 | 3.425月 | 2,421,108円 |

※週4日(31時間)勤務の場合で比較